

## 新型コロナウイルス感染症 社員等感染者発生状況の公表判断基準

新型コロナ感染症拡大にともない、社員等（グループ会社を含む）が感染した場合の対外的情報発信について、昨今の状況変化に伴い「社員等感染者発生時の公表」について、下記の通り運用を変更します。

## 記

## ■ 昨今の状況変化

- ① 市中感染が広がり、十分な注意・慎重な行動をとっているにも関わらず感染するリスクが高くなっていること
- ② 新型コロナウイルス接触アプリなどの普及により、濃厚接触者の特定や PCR 検査が受けられる体制が整備されてきていること
- ③ SNS など事実関係にもとづかない情報発信による「風評被害」「個人への誹謗中傷」などの二次被害が頻発している状況から、社員のプライバシー保護、個人情報保護、風評被害による事業への影響等を考慮する必要があること（会社・製品ブランドにダメージを受けるリスクがある）

## ■ 社員感染者に関する情報について对外公表を行う目的

1. 濃厚接触者の特定と、感染拡大防止および集団（クラスター）感染予防のため
2. 集団（クラスター）感染が発生した場合において、会社としての感染予防対策の不十分さや社会に対して影響があり、説明責任があるため
3. 製品品質や事業継続に影響があるかないかの情報提供のため
4. 医療機関や医療関係者との接触があった可能性について、広く周知するため

上記の①～③および 1.～4.を鑑み、下記の通りの外部公表判断基準を設けて適宜運用します（以下の 5 項目をすべて満たす場合は「公表しない」）。

- A) 医療機関や医療関係者および取引先・顧客との接触がない場合
- B) 集団（クラスター）感染が発生していない場合
- C) 製品品質や事業継続に影響がない場合
- D) 感染者の行動制限および感染の可能性のある場所の消毒が完了されている場合
- E) 地域社会や地域住民へ感染させるリスクがないと判断される場合  
（濃厚接触者に該当する地域住民がいない場合や保健所の意見を判断基準とする）

※以上は、いずれも感染拡大や外部に対する説明責任の必要性がないと判断される場合です。